

## 条項の改正

## 【第1条から第3条：稟機法】

現 行	第1条：改正後	第2条：改正後	第3条：改正後	最終
第14章	第15章	—	—	第15章
第15章	第16章	—	—	第16章
第16章	第17章	—	—	第17章
第17章	第18章	—	—	第18章
第7条第3項	—	第7条第4項	—	第7条第4項
第9条の2	—	第9条の3	—	第9条の3
第9条の3	—	第9条の4	—	第9条の4
第9条の4	—	第9条の5	—	第9条の5
第12条第2項	—	第12条第4項	—	第12条第4項
第12条の2第3号	—	第12条の2第2項	—	第12条の2第2項
第13条第3項	—	第13条第4項	—	第13条第4項
第13条第4項	—	削る	—	削る
第13条第4項第1号	—	第13条第5項	—	第13条第5項
第13条第4項第2号	—	第13条第6項	—	第13条第6項
第13条第5項	—	第13条第7項	—	第13条第7項
第13条第6項	—	第13条第8項	—	第13条第8項
第13条第7項	—	第13条第9項	—	第13条第9項
第14条第5項	第14条第6項	—	—	第14条第6項
第14条第6項	第14条第7項	—	—	第14条第7項
第14条第7項	第14条第8項	第14条第10項	—	第14条第10項
第14条第8項	第14条第9項	第14条第11項	—	第14条第11項
—	新設第14条第10項	第14条第12項	—	第14条第12項
—	新設第14条第11項	第14条第13項	—	第14条第13項
—	新設第14条第12項	第14条第14項	—	第14条第14項

現 行	第 1 条 : 改正後	第 2 条 : 改正後	第 3 条 : 改正後	最終
第 14 条第 9 項	第 14 条第 13 項	第 14 条第 15 項	—	第 14 条第 15 項
第 14 条第 10 項	第 14 条第 14 項	第 14 条第 16 項	—	第 14 条第 16 項
第 14 条第 11 項	第 14 条第 15 項	第 14 条第 17 項	—	第 14 条第 17 項
第 14 条の 2	—	第 14 条の 2 の 2	—	第 14 条の 2 の 2
第 14 条の 4 第 2 項	第 14 条の 4 第 3 項	—	—	第 14 条の 4 第 3 項
第 14 条の 4 第 3 項	第 14 条の 4 第 4 項	—	—	第 14 条の 4 第 4 項
第 14 条の 4 第 4 項	第 14 条の 4 第 5 項	—	—	第 14 条の 4 第 5 項
第 14 条の 4 第 5 項	第 14 条の 4 第 6 項	—	—	第 14 条の 4 第 6 項
第 14 条の 4 第 6 項	第 14 条の 4 第 7 項	—	—	第 14 条の 4 第 7 項
第 14 条の 4 第 7 項	第 14 条の 4 第 8 項	—	—	第 14 条の 4 第 8 項
第 17 条第 2 項	—	第 17 条第 4 項	—	第 17 条第 4 項
第 17 条第 3 項	—	第 17 条第 5 項	—	第 17 条第 5 項
第 17 条第 4 項	—	第 17 条第 8 項	—	第 17 条第 8 項
第 17 条第 5 項	—	第 17 条第 10 項	—	第 17 条第 10 項
第 17 条第 6 項	—	第 17 条第 13 項	—	第 17 条第 13 項
第 18 条第 2 項	—	第 18 条第 3 項	—	第 18 条第 3 項
第 18 条第 3 項	—	第 18 条第 5 項	—	第 18 条第 5 項
第 21 条第 3 項	削る	—	—	削る
第 23 条の 2 第 2 項	—	第 23 条の 2 第 4 項	—	第 23 条の 2 第 4 項
第 23 条の 2 の 2 第 3 号	—	第 23 条の 2 の 2 第 2 項	—	第 23 条の 2 の 2 第 2 項
第 23 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号	—	第 23 条の 2 の 3 第 2 項第 6 号	—	第 23 条の 2 の 3 第 2 項第 6 号
第 23 条の 2 の 5 第 5 項	第 23 条の 2 の 5 第 6 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 6 項
第 23 条の 2 の 5 第 6 項	第 23 条の 2 の 5 第 7 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 7 項
第 23 条の 2 の 5 第 7 項	第 23 条の 2 の 5 第 8 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 8 項
第 23 条の 2 の 5 第 8 項	第 23 条の 2 の 5 第 9 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 9 項
第 23 条の 2 の 5 第 9 項	第 23 条の 2 の 5 第 10 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 10 項

現 行	第1条：改正後	第2条：改正後	第3条：改正後	最終
第23条の2の5第10項	第23条の2の5第11項	—	—	第23条の2の5第11項
第23条の2の5第11項	第23条の2の5第15項	—	—	第23条の2の5第15項
第23条の2の5第12項	第23条の2の5第16項	—	—	第23条の2の5第16項
第23条の2の5第13項	第23条の2の5第17項	—	—	第23条の2の5第17項
第23条の2の14第2項	—	第23条の2の14第4項	—	第23条の2の14第4項
第23条の2の14第3項	—	第23条の2の14第5項	—	第23条の2の14第5項
第23条の2の14第4項	—	第23条の2の14第8項	—	第23条の2の14第8項
第23条の2の14第5項	—	第23条の2の14第10項	—	第23条の2の14第10項
第23条の2の14第6項	—	第23条の2の14第13項	—	第23条の2の14第13項
第23条の2の15第2項	—	第23条の2の15第3項	—	第23条の2の15第3項
第23条の2の15第3項	—	第23条の2の15第5項	—	第23条の2の15第5項
第23条の2の21第3項	削る	—	—	削る
第23条の2の23第3項	第23条の2の23第4項	—	—	第23条の2の23第4項
第23条の2の23第4項	第23条の2の23第5項	—	—	第23条の2の23第5項
第23条の2の23第5項	第23条の2の23第6項	—	—	第23条の2の23第6項
第23条の2の23第6項	第23条の2の23第7項	—	—	第23条の2の23第7項
第23条の2の23第7項	第23条の2の23第8項	—	—	第23条の2の23第8項
第23条の4第2項第2号	第23条の4第2項第3号	—	—	第23条の4第2項第3号
第23条の4第2項第3号	第23条の4第2項第4号	—	—	第23条の4第2項第4号
第23条の4第2項第4号	第23条の4第2項第5号	—	—	第23条の4第2項第5号
第23条の4第2項第5号	第23条の4第2項第6号	—	—	第23条の4第2項第6号
第23条の20第2項	—	第23条の20第4項	—	第23条の20第4項
第23条の21第3号	—	第23条の21第2項	—	第23条の21第2項
第23条の22第3項	—	第23条の22第4項	—	第23条の22第4項
第23条の22第4項	—	削る	—	削る
第23条の22第4項第1号	—	第23条の22第5項	—	第23条の22第5項

現 行	第 1 条 : 改正後	第 2 条 : 改正後	第 3 条 : 改正後	最終
第 23 条の 22 第 4 項第 2 号	—	第 23 条の 22 第 6 項	—	第 23 条の 22 第 6 項
第 23 条の 22 第 5 項	—	第 23 条の 22 第 7 項	—	第 23 条の 22 第 7 項
第 23 条の 22 第 6 項	—	第 23 条の 22 第 8 項	—	第 23 条の 22 第 8 項
第 23 条の 22 第 7 項	—	第 23 条の 22 第 9 項	—	第 23 条の 22 第 9 項
第 23 条の 25 第 7 項	—	第 23 条の 25 第 9 項	—	第 23 条の 25 第 9 項
第 23 条の 25 第 8 項	—	第 23 条の 25 第 10 項	—	第 23 条の 25 第 10 項
第 23 条の 25 第 9 項	—	第 23 条の 25 第 11 項	—	第 23 条の 25 第 11 項
第 23 条の 25 第 10 項	—	第 23 条の 25 第 12 項	—	第 23 条の 25 第 12 項
第 23 条の 25 第 11 項	—	第 23 条の 25 第 13 項	—	第 23 条の 25 第 13 項
第 23 条の 27 第 5 項	第 23 条の 27 第 6 項	—	—	第 23 条の 27 第 6 項
第 23 条の 27 第 6 項	第 23 条の 27 第 7 項	—	—	第 23 条の 27 第 7 項
第 23 条の 34 第 2 項	—	第 23 条の 34 第 4 項	—	第 23 条の 34 第 4 項
第 23 条の 34 第 3 項	—	第 23 条の 34 第 5 項	—	第 23 条の 34 第 5 項
第 23 条の 34 第 4 項	—	第 23 条の 34 第 8 項	—	第 23 条の 34 第 8 項
第 23 条の 35 第 2 項	—	第 23 条の 35 第 3 項	—	第 23 条の 35 第 3 項
第 23 条の 35 第 3 項	—	第 23 条の 35 第 5 項	—	第 23 条の 35 第 5 項
第 23 条の 41 第 3 項	削る	—	—	削る
第 26 条第 4 項第 3 号	—	第 26 条第 5 項	—	第 26 条第 5 項
第 28 条第 3 項	—	第 28 条第 4 項	—	第 28 条第 4 項
第 29 条の 3	—	第 29 条の 4	—	第 29 条の 4
第 30 条第 2 項	—	削る	—	削る
第 30 条第 2 項第 1 号	—	第 30 条第 3 項	—	第 30 条第 3 項
第 30 条第 2 項第 2 号	—	第 30 条第 4 項	—	第 30 条第 4 項
第 34 条第 2 項	—	削る	—	削る
第 34 条第 2 項第 1 号	—	第 34 条第 3 項	—	第 34 条第 3 項
第 34 条第 2 項第 2 号	—	第 34 条第 4 項	—	第 34 条第 4 項

現 行	第 1 条 : 改正後	第 2 条 : 改正後	第 3 条 : 改正後	最終
第 34 条第 3 項	—	第 34 条第 5 項	—	第 34 条第 5 項
第 35 条第 3 項	—	第 35 条第 4 項	—	第 35 条第 4 項
第 39 条第 3 項	—	削る	—	削る
第 39 条第 3 項第 1 号	—	第 39 条第 4 項	—	第 39 条第 4 項
第 39 条第 3 項第 2 号	—	第 39 条第 5 項	—	第 39 条第 5 項
第 39 条第 4 項	—	第 39 条第 6 項	—	第 39 条第 6 項
第 40 条の 2 第 3 項	—	第 40 条の 2 第 4 項	—	第 40 条の 2 第 4 項
第 40 条の 2 第 4 項	—	削る	—	削る
第 40 条の 2 第 4 項第 1 号	—	第 40 条の 2 第 5 項	—	第 40 条の 2 第 5 項
第 40 条の 2 第 4 項第 2 号	—	第 40 条の 2 第 6 項	—	第 40 条の 2 第 6 項
第 40 条の 2 第 5 項	—	第 40 条の 2 第 7 項	—	第 40 条の 2 第 7 項
第 40 条の 2 第 6 項	—	第 40 条の 2 第 8 項	—	第 40 条の 2 第 8 項
第 40 条の 5 第 3 項	—	削る	—	削る
第 40 条の 5 第 3 項第 1 号	—	第 40 条の 5 第 4 項	—	第 40 条の 5 第 4 項
第 40 条の 5 第 3 項第 2 号	—	第 40 条の 5 第 5 項	—	第 40 条の 5 第 5 項
第 40 条の 5 第 4 項	—	第 40 条の 5 第 6 項	—	第 40 条の 5 第 6 項
第 40 条の 5 第 5 項	—	第 40 条の 5 第 7 項	—	第 40 条の 5 第 7 項
第 52 条	—	全部改正	—	全部改正
第 52 条の 2	—	第 68 条の 2 の 3	—	第 68 条の 2 の 3
第 52 条の 3	—	第 68 条の 2 の 4	—	第 68 条の 2 の 4
第 55 条第 2 項	模造に係る医薬品の移動		—	模造に係る医薬品の移動
第 63 条の 2	—	全部改正	—	全部改正
第 63 条の 3	—	第 68 条の 2 の 3	—	第 68 条の 2 の 3
第 65 条第 3 号	削る	—	—	削る
第 65 条第 4 号	第 65 条第 3 号	—	—	第 65 条第 3 号
第 65 条第 5 号	第 65 条第 4 号	—	—	第 65 条第 4 号

現 行	第 1 条 : 改正後	第 2 条 : 改正後	第 3 条 : 改正後	最終
第 65 条第 6 号	第 65 条第 5 号	—	—	第 65 条第 5 号
第 65 条第 7 号	第 65 条第 6 号	—	—	第 65 条第 6 号
第 65 条第 8 号	第 65 条第 7 号	—	—	第 65 条第 7 号
第 65 条の 3	—	全部改正	—	全部改正
第 65 条の 4	—	第 68 条の 2 の 3	—	第 68 条の 2 の 3
第 65 条の 5	—	第 65 条の 4	—	第 65 条の 4
第 65 条の 6	—	第 65 条の 5	—	第 65 条の 5
第 68 条の 2	—	第 68 条の 2 の 5	第 68 条の 2 の 6	第 68 条の 2 の 6
第 69 条第 4 項	第 69 条第 5 項	第 69 条第 6 項	—	第 69 条第 6 項
第 69 条第 5 項	第 69 条第 6 項	第 69 条第 7 項	—	第 69 条第 7 項
第 69 条第 6 項	第 69 条第 7 項	第 69 条第 8 項	—	第 69 条第 8 項
第 69 条第 7 項	第 69 条第 8 項	第 69 条第 9 項	—	第 69 条第 9 項
第 70 条第 2 項	第 70 条第 3 項	—	—	第 70 条第 3 項
第 70 条第 3 項	第 70 条第 4 項	—	—	第 70 条第 4 項
第 72 条の 5	—	全部改正	—	全部改正
第 73 条	—	第 73 条の 2	—	第 73 条の 2
第 74 条の 2 第 3 項第 2 号	第 74 条の 2 第 3 項第 3 号	—	—	第 74 条の 2 第 3 項第 3 号
第 74 条の 2 第 3 項第 3 号	第 74 条の 2 第 3 項第 4 号	—	—	第 74 条の 2 第 3 項第 4 号
第 74 条の 2 第 3 項第 4 号	第 74 条の 2 第 3 項第 5 号	—	—	第 74 条の 2 第 3 項第 5 号
第 74 条の 2 第 3 項第 5 号	第 74 条の 2 第 3 項第 6 号	—	—	第 74 条の 2 第 3 項第 6 号
第 74 条の 2 第 3 項第 6 号	第 74 条の 2 第 3 項第 7 号	—	—	第 74 条の 2 第 3 項第 7 号
第 75 条の 5	—	医薬品等外国製造業者の追加	—	医薬品等外国製造業者の追加
第 77 条の 2 第 2 項	第 77 条の 2 第 4 項	—	—	第 77 条の 2 第 4 項
第 83 条の 2 第 2 項	削る	—	—	削る
第 83 条の 2 第 3 項	第 83 条の 2 第 2 項	—	—	第 83 条の 2 第 2 項
第 83 条の 2 の 2 第 2 項	削る	—	—	削る

現 行	第 1 条 : 改正後	第 2 条 : 改正後	第 3 条 : 改正後	最終
第 83 条の 2 の 2 第 3 項	第 83 条の 2 の 2 第 2 項	—	—	第 83 条の 2 の 2 第 2 項
第 84 条第 19 号	第 84 条第 20 号	—	—	第 84 条第 20 号
第 84 条第 20 号	第 84 条第 22 号	—	—	第 84 条第 22 号
第 84 条第 21 号	第 84 条第 23 号	—	—	第 84 条第 23 号
第 84 条第 22 号	第 84 条第 24 号	—	—	第 84 条第 24 号
第 84 条第 23 号	第 84 条第 25 号	—	—	第 84 条第 25 号
第 84 条第 24 号	第 84 条第 26 号	—	—	第 84 条第 26 号
第 84 条第 25 号	第 84 条第 27 号	—	—	第 84 条第 27 号
第 84 条第 26 号	第 84 条第 28 号	—	—	第 84 条第 28 号
第 84 条第 27 号	第 84 条第 29 号	—	—	第 84 条第 29 号
第 86 条第 1 項第 3 号	第 86 条第 1 項第 4 号	—	—	第 86 条第 1 項第 4 号
第 86 条第 1 項第 4 号	第 86 条第 1 項第 5 号	—	—	第 86 条第 1 項第 5 号
第 86 条第 1 項第 5 号	第 86 条第 1 項第 7 号	—	—	第 86 条第 1 項第 7 号
第 86 条第 1 項第 6 号	第 86 条第 1 項第 8 号	—	—	第 86 条第 1 項第 8 号
第 86 条第 1 項第 7 号	第 86 条第 1 項第 9 号	—	—	第 86 条第 1 項第 9 号
第 86 条第 1 項第 8 号	第 86 条第 1 項第 10 号	—	—	第 86 条第 1 項第 10 号
第 86 条第 1 項第 9 号	第 86 条第 1 項第 11 号	—	—	第 86 条第 1 項第 11 号
第 86 条第 1 項第 10 号	第 86 条第 1 項第 12 号	—	—	第 86 条第 1 項第 12 号
第 86 条第 1 項第 11 号	第 86 条第 1 項第 13 号	—	—	第 86 条第 1 項第 13 号
第 86 条第 1 項第 12 号	第 86 条第 1 項第 14 号	—	—	第 86 条第 1 項第 14 号
第 86 条第 1 項第 13 号	第 86 条第 1 項第 15 号	—	—	第 86 条第 1 項第 15 号
第 86 条第 1 項第 14 号	第 86 条第 1 項第 16 号	—	—	第 86 条第 1 項第 16 号
第 86 条第 1 項第 15 号	第 86 条第 1 項第 17 号	—	—	第 86 条第 1 項第 17 号
第 86 条第 1 項第 16 号	第 86 条第 1 項第 18 号	—	—	第 86 条第 1 項第 18 号
第 86 条第 1 項第 17 号	第 86 条第 1 項第 19 号	—	—	第 86 条第 1 項第 19 号
第 86 条第 1 項第 18 号	第 86 条第 1 項第 20 号	—	—	第 86 条第 1 項第 20 号

現 行	第 1 条 : 改正後	第 2 条 : 改正後	第 3 条 : 改正後	最終
第 86 条第 1 項第 19 号	第 86 条第 1 項第 21 号	—	—	第 86 条第 1 項第 21 号
第 86 条第 1 項第 20 号	第 86 条第 1 項第 22 号	—	—	第 86 条第 1 項第 22 号
第 86 条第 1 項第 21 号	第 86 条第 1 項第 23 号	第 86 条第 1 項第 24 号	—	第 86 条第 1 項第 24 号
第 86 条第 1 項第 22 号	第 86 条第 1 項第 24 号	第 86 条第 1 項第 25 号	—	第 86 条第 1 項第 25 号
第 86 条第 1 項第 23 号	第 86 条第 1 項第 25 号	第 86 条第 1 項第 26 号	—	第 86 条第 1 項第 26 号
第 86 条第 1 項第 24 号	第 86 条第 1 項第 26 号	第 86 条第 1 項第 27 号	—	第 86 条第 1 項第 27 号
第 86 条第 1 項第 25 号	第 86 条第 1 項第 27 号	第 86 条第 1 項第 28 号	—	第 86 条第 1 項第 28 号
第 86 条の 3 第 1 項第 1 号	第 86 条の 3 第 1 項第 2 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 2 号
第 86 条の 3 第 1 項第 2 号	第 86 条の 3 第 1 項第 3 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 3 号
第 86 条の 3 第 1 項第 3 号	第 86 条の 3 第 1 項第 5 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 5 号
第 86 条の 3 第 1 項第 4 号	第 86 条の 3 第 1 項第 6 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 6 号
第 86 条の 3 第 1 項第 5 号	第 86 条の 3 第 1 項第 7 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 7 号
第 86 条の 3 第 1 項第 6 号	第 86 条の 3 第 1 項第 8 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 8 号
第 86 条の 3 第 1 項第 7 号	第 86 条の 3 第 1 項第 9 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 9 号
第 86 条の 3 第 1 項第 8 号	第 86 条の 3 第 1 項第 10 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 10 号
第 86 条の 3 第 1 項第 9 号	第 86 条の 3 第 1 項第 11 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 11 号



## 【第4条：覚せい剤取締法】

現 行	→	改 正 後
覚せい剤取締法		覚醒剤取締法
第30条の6第2項		第30条の6第3項
第30条の6第3項		第30条の6第4項
第30条の7第13号		第30条の7第14号
第30条の14		(見出しの改正)
第30条の17第3項		第30条の17第4項
第42条第16号		第42条第17号
第42条第17号		第42条第18号
第42条第18号		第42条第19号
第42条第19号		第42条第20号
第42条第20号		第42条第21号
第42条第21号		第42条第22号
第42条第22号		第42条第23号

## 【第5条、第6条：麻薬及び向精神薬取締法】※なし

現 行	→	改 正 後

## 【第7条：血液法】

現 行	→	改 正 後
第7条		(見出しの改正)
第10条第3項		第10条第4項
第10条第4項		第10条第5項
第10条第5項		第10条第6項
第11条第2項		第11条第3項
第11条第3項		第11条第4項
第11条第4項		第11条第7項



【附則：国家戦略特別区域法】

現 行	→	改 正 後
第 20 条 の 3		削 除